

別紙 1

佐賀県支援映画・ドラマ作品海外発信イベント 企画運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県支援映画・ドラマ作品海外発信イベント企画運営等業務

2 目的

佐賀県フィルムコミッションでは、これまで数多くの海外映画・ドラマの撮影支援を行い、映像を通して、海外に向けた佐賀県の文化発信、ひいては観光誘客に繋げてきたが、新型コロナウイルス感染症に伴う渡航制限の影響により、令和2年度から令和4年度までの3年間は海外作品の新規撮影誘致及び海外での支援作品公開ができなかった。

そこで、佐賀県との関係が、撮影支援をきっかけに各種文化・スポーツの振興、国際交流へと発展してきたタイにおいて、これまでの支援作品を活用し、今一度、海外における佐賀県の文化発信を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月8日（金）までとする。

4 事業概要

(1) 内容

1. 支援作品を活用した BtoC 向けの佐賀県の文化発信イベントを開催する

ア 佐賀県フィルムコミッション支援作品紹介

過去に佐賀で撮影されたタイ作品を紹介する場を設け、映像業界を含めた多くの方に、今一度、佐賀県の風景や文化に興味関心を持ってもらう。

イ 佐賀県産品・観光 PR

佐賀県の食や観光について作品紹介に付随して PR することで、佐賀県に対する興味関心を最大化させる。

ウ 目標来場者数

2,000 人以上

2. 新規作品誘致に繋げる BtoB 向けのイベントを開催する

ア 新規作品誘致に向けたプレゼンテーションの実施

イ 目標来場者数

50 人以上

(2) 会場

タイ・バンコク市内

(3) 開催期間

令和6年(2024年)2月上旬、3日間以上の開催

5 委託業務の内容

(1) イベントの企画・運営に関する業務

- ア イベントの企画(内容、展示物・出演者等の調整、展示に伴う作品権利調整、出演料等の連絡調整等)
- イ イベントの運営(出演者の対応、航空券・移動車・宿泊先・食事等の手配、スタッフ手配、通訳者がイベントの事前調整や本番時に渡航するための費用及び謝金の支払い、進行管理、受付、案内、人員整理、誘導、会場内監視、安全対策、進行シナリオ・スタッフ用運営マニュアルの作成、ゲスト及びスタッフ等関係者証の作成及び配布、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達等)
- ウ イベント会場設営(看板等装飾の制作・設置・撤去、会場設営のために必要な什器・機材・照明・音響等の調達・設置・操作(オペレーター含む)・撤去・原状回復、受付等の場所の設営・撤去、会場内外の賑わいづくり等)

(2) 広報に関する業務

タイ国内で効果的な情報発信を行い、イベントへの来場促進を図る。

(3) 上記以外の業務

- ア 業務全体のスケジュール・進行管理を行うこと。
- イ イベントの実施状況について写真撮影を行うこと。撮影した写真は、県が広報等で使用できるものとする。
- ウ 参加者数のカウント及び参加者向けのアンケート(タイ語・英語2か国語併記)を作成・実施し、集計、事業効果の分析・検証、報告を行う。
- エ 参加者の誘導及び安全確保
- オ その他、実施に係る業務全般

6 委託料の支払い

完了払

7 留意事項

- ・委託業務の実施については、県文化課及び県が指定する有識者等と受託者との協議

を行い、決定する。

- ・ イベント会場には、タイ語・英語対応のできる現地スタッフを配するなど、事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- ・ 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- ・ 使用料、出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- ・ 受託者はイベント保険や渡航保険など、事業実施に必要な保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに佐賀県文化課に提出すること。
- ・ 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- ・ 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- ・ 本事業において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・ 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作者人格権は行使しないものとする。
- ・ 委託業務完了後、すみやかに業務完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。